

第1回白石越河風力発電事業に係る地域共生協議会議事録

1. 日 時 : 2024年3月25日(月) 14:00~16:00

2. 場 所 : 白石市役所4階大会議室

3. 出席者

(1) 協議会委員

小沢晴司委員(会長), 佐藤秀行委員, 細田紀明委員, 紺野澄雄委員(副会長), 吉田茂徳委員, 四釜咲男委員, 高橋真人委員, 建入ゆかり委員, 阿部直樹委員, 村上忠則委員, 志村洋一委員, 渋谷麻理子委員, 大戸伸樹委員, 佐久間吉光委員, 遠藤正一委員, 末永佳之委員, 佐久間誠委員, 岩松義則委員 計18名

※八巻満委員, 鈴木春夫委員, 大浦正一委員は欠席

(2) オブザーバー

宮城県 生活環境部再生可能エネルギー室 小林歩室長, 須永健太技術主査

(3) 市町村

白石市 市民経済部市民生活課 高橋雅美課長, 中澤千枝子課長補佐, 松本志畝係長

(4) 事務局

東北電力株式会社 企画・開発部 板井雅之副部長, 嶋田祥一課長, 平賀元副長,
荘司優介担当, 五十嵐裕和主査(記)

4. 概 要

別添「第1回白石越河風力発電事業に係る地域共生協議会 次第」に沿って、「白石越河風力発電事業に係る地域共生協議会規約(案)」の制定, 委嘱状交付, 出席者紹介, 会長・副会長選出および挨拶等を行った後, 配付資料2~6に基づき説明および協議を行った。結果は以下のとおり。

■「白石越河風力発電事業に係る地域共生協議会規約」の制定について・・・配付資料1

✓修正無く(案)のとおり制定された。

■会長・副会長の選出について

✓委員全員の承認のもと, 会長に小沢委員が, 副会長に紺野委員が選出された。

■説明事項(1) 宮城県再生可能エネルギー地域共生促進税条例について・・・配付資料2

【質 疑】

委 員:今回は宮城県の条例に関する協議会であるが, 白石市の条例には該当しないのか。

白石市:白石市では昨年3月に再エネに関する条例(白石市自然環境等と再生可能エネルギー)

ギー発電事業との調和に関する条例)を制定しているが、白石越河風力発電事業については当該条例の適用外※となる。なお、仮に適用対象として事業者より協議がなされた場合であっても、当該条例で定める再エネの抑制区域に該当していないため、市としては同意をする事業となる。

※経過措置により市長の同意は不要だが、協議の届出等は必要となる。

■説明事項（２）白石越河風力発電事業について・・・配付資料３

✓質疑なし。

■協議（１）全体スケジュールについて・・・配付資料４

✓特段の異議なし。

■協議（２）地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書について・・・配付資料５

✓配付資料５「地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書」（以下「認定協議書」という。）の別紙「地域脱炭素化促進事業等計画書兼認定判断シート」（以下「認定判断シート」という。）について、第１回協議会の内容を踏まえ、協議会の評価欄に事務局で案を記載し、次回協議することとした。

✓４月１２日（金）～１３日（土）に開催する住民説明会の結果について、次回、事務局より報告することとした。

【質 疑】

委 員：認定協議書が本日付となっているが、協議会の評価欄が未記入の状態白石市長宛に提出するのか。

事務局：配付資料２「宮城県再生可能エネルギー地域共生促進税条例について」に参考添付した宮城県作成のパンフレットにおける手続フローのとおり、協議会設立に先立ち認定協議書を提出することとなっている。その後、協議会の結果を踏まえ、修正版を改めて提出するといった段階的な手続となる。

委 員：本件風力発電事業に係る経営の成否は電源開発調整審議会等の場で審査されるのか。

事務局：現在、同審議会の制度はないが、本件風力発電事業については、FIT法に基づく経済産業省の審査を受けた上で認定されており、事業開始後も同省に対して事業の実施状況を毎年報告する形で管理される。

委 員：環境影響評価はどのような立場の人により評価されたのか。

事務局：現在、環境影響評価の全４段階のうち第３段階まで終了し、最終段階の評価書に入っている。その第１段階（配慮書）、第２段階（方法書）、第３段階（準備書）において、各分野の有識者で構成される県の審議会が行われ、配慮すべき事項等

について意見をいただき、事業計画に反映している。例えば、風車1基を取り止める理由となったクマタカへの影響についても、猛禽類の専門家よりご指摘をいただき反映したものである。

委員：白石市との災害協定は検討しているのか。

事務局：弊社の他案件で地元と締結している事例があるので必要に応じて検討したい。

白石市：協定を含め、災害対策については幅広く検討してまいりたい。

委員：地域住民の立場からすると環境への影響が気になる。認定判断シートに記載されているような模擬騒音では、超低周波音も体感できるのか。

事務局：低周波音には聞き取れるものとそうでないものがあり、聞き取れる低周波音は模擬騒音に含まれる。聞き取れない超低周波音は模擬できないが、今回の予測結果は、知覚できないぐらい低いレベルである。

委員：本日事務局が説明したような内容を住民説明会等で説明するのか。

事務局：事業内容や環境影響評価結果について、4月12日～13日に関係地区の各公民館にて実施予定である。

■協議（3）地域貢献策のあり方について・・・配付資料6

✓配付資料6「白石越河風力発電事業に伴う地域貢献策（案）について」は、次回、事務局より具体策を提案することとした。

【質 疑】

委員：配付資料6「白石越河風力発電事業に伴う地域貢献策（案）について」で地域貢献策の一つに掲げている「工事やメンテナンスの地元優先発注」はどのように考えているのか。できるだけ地元の会社を活用してもらいたい。

事務局：具体的にはまだお示しできる段階ではないが、ご意向については承知した。

委員：どういった形で地域貢献策を実施するのかについて、具体的な案はあるか。

白石市：地域への貢献については、地域住民の意見を踏まえながら、まちづくり協議会で取り組んでいる様々な課題に対し、資金面での貢献とすることでどうか。また、白石市への貢献については、企業版ふるさと納税（制度終了後は寄付等）を活用し、子育て支援、教育支援、スマートインター整備等の事業に充てるような貢献はどうか。

議長：今、話があったように、様々な課題に幅広く対応できる協力金の形が良いと思われるため、事務局にて配付資料6「白石越河風力発電事業に伴う地域貢献策（案）について」をより具体化して次回提示してもらいたい。

委員：20年後以降も事業を延長する場合は、地域貢献策も継続されるのか。

事務局：現時点ではFIT売電期間である20年間で記載しているが、事業を延長する場合は地域貢献策も同様に進めてまいりたいと考えている。

■協議（４）次回開催日程について

✓次回協議会は、4月24日（水）午後2時から白石市役所にて開催することとした。

以 上

（添付資料）

- ✓第1回白石越河風力発電事業に係る地域共生協議会 次第
- ✓配付資料1. 白石越河風力発電事業に係る地域共生協議会規約（案）
- ✓配付資料2. 宮城県再生可能エネルギー地域共生促進税条例について
- ✓配付資料3. 白石越河風力発電事業について
- ✓配付資料4. 全体スケジュール（予定）
- ✓配付資料5. 地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書
- ✓配付資料6. 白石越河風力発電事業に伴う地域貢献策について（案）